日野町告示第178号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和8年10月29日

日野町長　堀　江　和　博

記

文書の名称	住所・氏名
地方税法第706条に基づく通知 令和8年度国民健康保険税3期分	山本　英樹
	大橋　光
	以下余白
注意	地方税法第２０条の２第３項の規定により、告示のあった日から起算して７日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。